

## 第1章 総則

### 1. 1 背景・目的等

#### (1) 背景

- 平成23年の東日本大震災では、被災地方公共団体に対する広域応援として、全国知事会等による被災者の救援・救護や、人員の派遣等が実施された。受援側の地方公共団体では、複数の要請ルートがあることによる混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。
- また、平成28年熊本地震では、国のプッシュ型支援<sup>1</sup>による物資の円滑な受入れと被災者への供給や、多くの地方公共団体等から派遣される応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。
- これらの課題を踏まえ、内閣府は、都道府県・市町村における受援体制の整備や、受援業務の整理等について示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）（以下「内閣府ガイドライン」という。）をとりまとめた。
- 一方、本県では、平成26年2月豪雪による災害、平成26年台風第8号による南木曾町の土石流災害、平成26年の御嶽山の噴火及び長野県神城断層地震、平成27年6月の浅間山のごく小規模噴火などに見られるように、地震災害、火山災害や近年増加傾向にある異常気象による災害が、今後も発生することが懸念されている。
- また、本県第3次地震被害想定調査においては、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震や、平成23年の東北地方太平洋沖地震級の南海トラフの巨大地震を想定し、今後の効果的な防災・減災対策を推進することとしている。
  - ・ 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体(Mj8.5)、北側(Mj8.0)、南側(Mj7.9)<sup>2</sup>）
  - ・ 長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8）
  - ・ 伊那谷断層帯（主部）の地震（Mj8.0）
  - ・ 南海トラフ巨大地震（基本ケース(Mw9.0)<sup>3</sup>、陸側ケース(Mw9.0)）
  - ・ 想定東海地震（Mw8.0）
  - ・ 阿寺断層帯（主部南部）の地震（Mj7.8）
  - ・ 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（Mj7.5）
  - ・ 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（Mj7.6）
- さらに、県内を流れる国管理の千曲川・犀川及び天竜川については、浸水想定区域図が平成28年に更新され、従来想定していなかった想定最大規模の降雨による浸水への対応が求められている。

<sup>1</sup> プッシュ型支援：国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

<sup>2</sup> Mj（気象庁マグニチュード）：地震時の地面の動き（変位）の最大値から計算される、地震の規模を表す指標。

<sup>3</sup> Mw（モーメントマグニチュード）：地震時の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）に基づき計算される、地震の規模を表す指標。

## (2) 目的

- 本県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下「広域受援計画」という。）を策定することとした。
- 広域受援計画では、支援を必要とする業務、担当課、受援窓口、市町村・関係機関等との調整の流れ及び必要な連携手順を明確化することにより、所管部局間の連携、一貫した指揮系統、関係機関への支援要請の迅速な伝達を実現し、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。
- 本県では、平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月にかけて、「長野県広域受援計画基本構想検討委員会」を開催し、広域受援計画の基本的な考え方を示す「長野県広域受援計画基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。
- 基本構想に基づき、平成 30 年 6 月から平成 31 年 2 月にかけては、「長野県広域受援計画検討委員会」及び同専門部会（3 部会：救助活動専門部会、人的支援専門部会、物的支援専門部会）、広域防災拠点ワーキンググループ（3 ワーキンググループ：救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点）を開催し、専門的・技術的見地からの助言等を踏まえ、広域受援計画を策定した（第 5 章参照）。

## (3) 対象地域

- 広域受援計画の対象地域は、長野県内全域とする（図 1-1）。

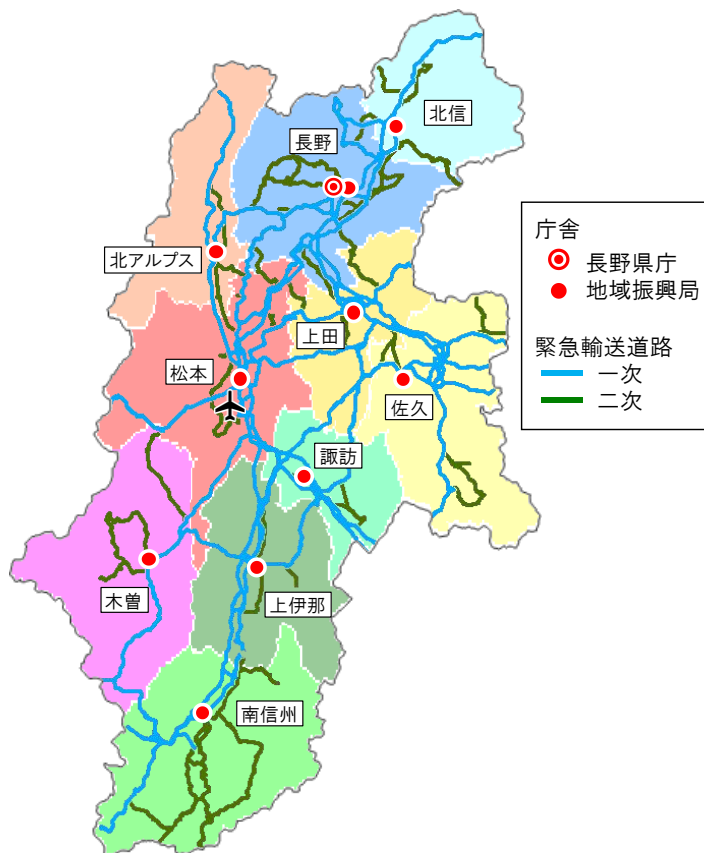


図 1-1 長野県管内図

## 1. 2 広域受援計画の位置づけ

### (1) 広域受援計画と県の防災関連計画の関係 (⇒詳細は基本構想第1章1. 1 (2) 参照)

- 現在、本県においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。
- 広域受援計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、長野県業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした(図1-2)。
- 災害時には、本計画で扱う受援対象業務のほか、県関係課が実施する一般継続重要業務、災害対策業務、復旧・復興業務等の対応も必要となる。

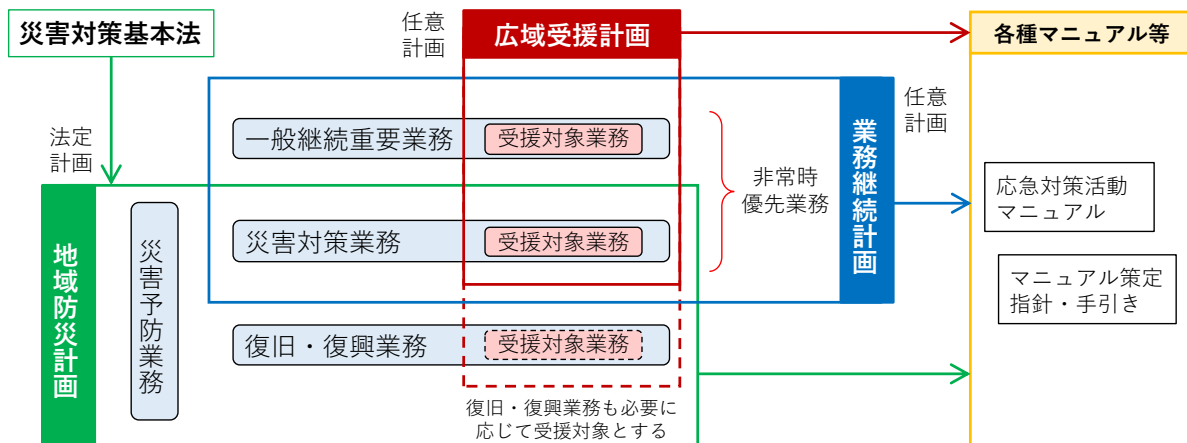
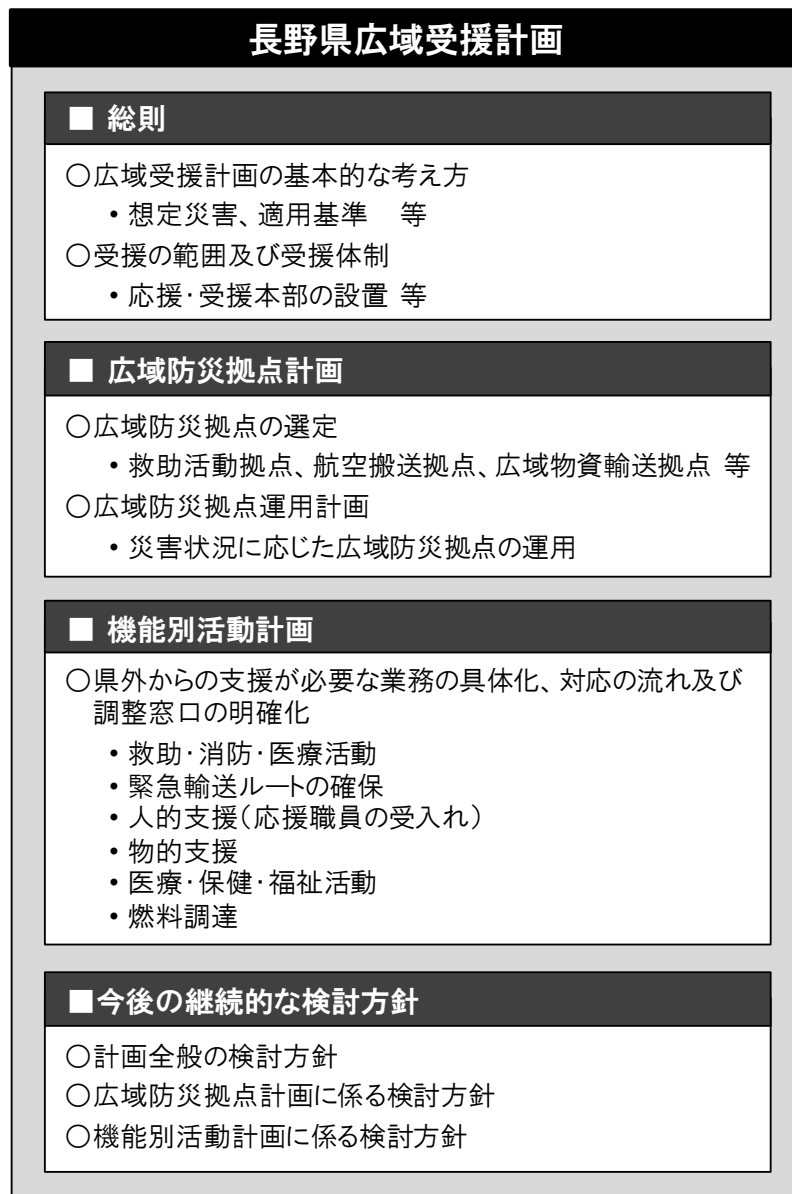


図1-2 広域受援計画と県の防災関連計画の関係

### (2) 広域受援計画の構成

- 広域受援計画は、「総則」、「広域防災拠点計画」、「機能別活動計画」、「今後の継続的な検討方針」等から構成される(図1-3)。
- 総則では、大規模災害の発生時に本県が実施する受援の基本的な考え方、受援体制等について定めた。
- 広域防災拠点計画では、地方公共団体及び関係機関と調整の上、想定災害(地震、風水害、火山災害等)、地域の自然条件(地形、気候等)や社会条件(周辺地方公共団体との連携、市街地・集落の形態、道路状況等)等を考慮して、広域防災拠点を選定した(県地域防災計画(平成31年1月)風水害対策編 第2章 第5節 第3「7 広域防災拠点の確保」に相当)。また、広域防災拠点の開設基準、開設及び閉鎖について、広域防災拠点運用計画に定めた。
- 機能別活動計画では、県による支援や県市町村災害時相互応援協定による支援の

- 人的・物的リソースを大幅に超過した場合に、県外からの支援が必要となる業務を機能別に整理し（救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保、人的支援（応援職員の受入れ）、物的支援、医療・保健・福祉活動、燃料調達）、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行った。
- 県内のリソース不足等に伴う県外への広域避難や災害廃棄物等の広域処理など、他都道府県内において実施される応援についても本計画で扱うこととした。



**図 1-3 広域受援計画の構成**

**(3) 広域受援計画の継続的な見直し**

- 本計画は、関連計画（地域防災計画、業務継続計画等）の修正や、本県の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見、本計画に基づき実施する訓練の結果等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

### 1. 3 想定災害（⇒詳細は基本構想第1章1.3参照）

- 外部支援を受けるような、以下の大規模地震災害、風水害、火山災害（表1-1～表1-3）を想定する。

表1-1 想定災害（大規模地震）

想定災害	出典
① 長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8） ② 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体（Mj8.5）） ③ 伊那谷断層帯（主部）の地震（Mj8.0） ④ 南海トラフの巨大地震（陸側ケース、冬（Mw9.0））	長野県第3次地震被害想定調査 （図1-4、表1-4）
○首都直下地震 ・緊急対策区域指定市町村（南佐久郡 川上村、南相木村、北相木村）に対する支援の実施を想定	内閣府「首都直下地震緊急対策区域」（平成27年3月31日現在）

表1-2 想定災害（風水害）

想定災害	出典
○千曲川・犀川浸水想定 （想定最大規模）	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 「信濃川水系信濃川（千曲川）浸水想定区域図」 「信濃川水系犀川浸水想定区域図」
○天竜川浸水想定 （想定最大規模）	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所 「天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

表1-3 想定災害（火山）

想定災害	出典
①浅間山 ・居住地に影響を及ぼす噴火	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所「浅間山火山防災マップ」
②焼岳 ・居住地に影響を及ぼす噴火	松本市「焼岳火山防災基本図」
③乗鞍岳 ・居住地に影響を及ぼす噴火	岐阜県「乗鞍岳火山防災マップ」
④御嶽山 ・居住地に影響を及ぼす噴火	御嶽山火山防災協議会 「御嶽山火山ハザードマップ」
⑤草津白根山 ・居住地に影響を及ぼす噴火	草津町・嬬恋村・長野原町・中之条町 「草津白根山火山防災マップ」
⑥新潟焼山 ・居住地に影響を及ぼす噴火	糸魚川市 「下早川地区の融雪型火山泥流（想定図）」 「上早川地区の融雪型火山泥流（想定図）」

- その他の想定災害や、豪雪、土砂災害等による災害などについては、上記の想定災害で検討した機能・規模を有する広域防災拠点の活用を基本とする。

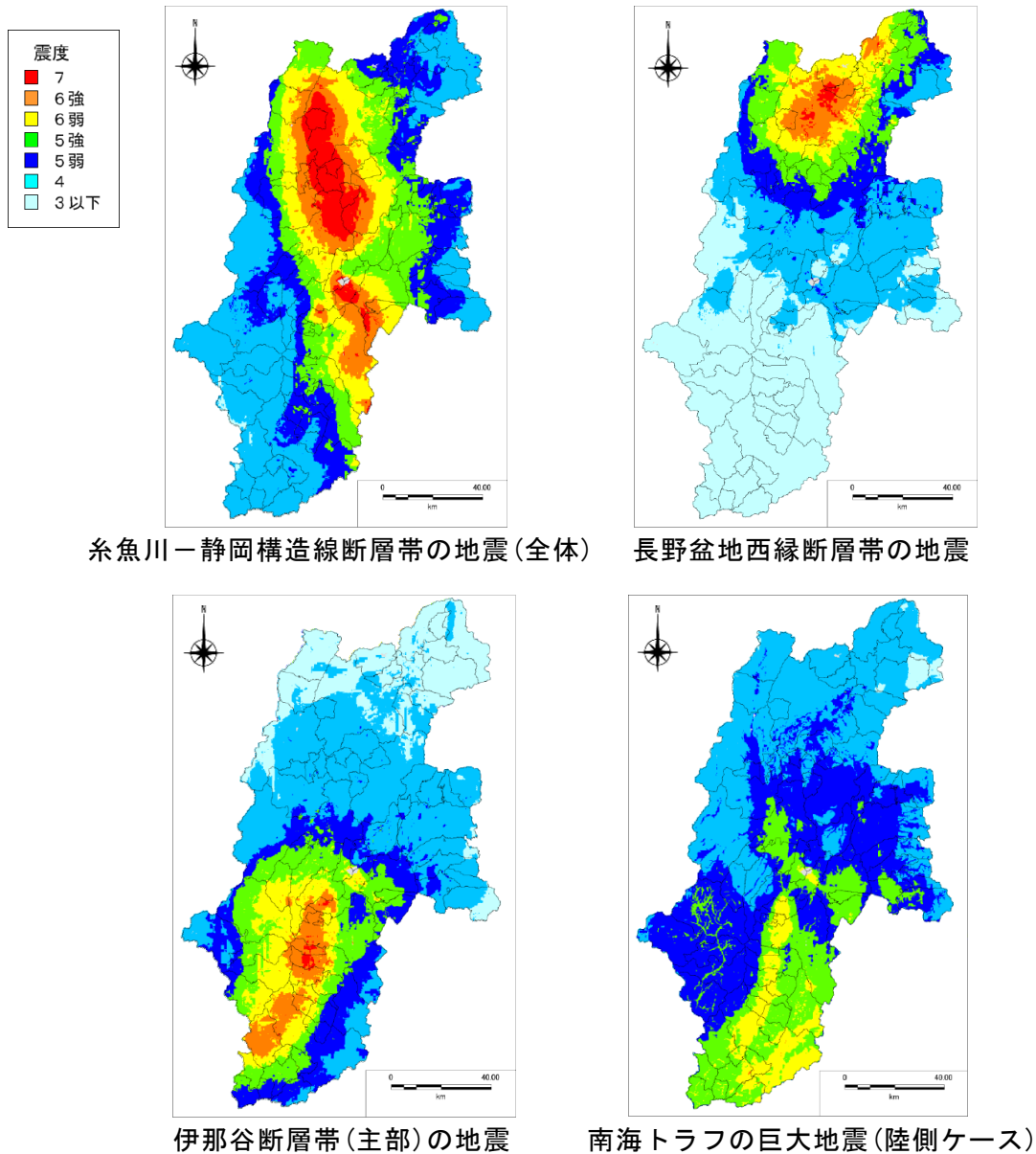


図 1-4 長野県第3次地震被害想定による震度分布

表 1-4 第3次被害想定によるエリア別被害想定 (糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体))

地区	広域圏	全壊・焼失棟数 <sup>※1</sup>	死者数 <sup>※2</sup>	重傷者数 <sup>※3</sup>	避難所避難者数 <sup>※1</sup>
北信地区	北信	0	0	10	260
	長野	21,080	860	3,900	42,860
中信地区	大北	4,270	280	1,100	7,930
	松本	36,880	1,600	6,740	64,100
	木曾	0	0	0	0
東信地区	上小	7,820	2,120	1,740	17,780
	佐久	30	0	50	1,190
南信地区	諏訪	24,770	1,980	4,690	40,400
	上伊那	3,060	210	930	9,100
	飯伊	0	0	20	170
計		97,940	7,060	19,210	183,770

被害が最大となるケースの想定値：

※1 冬 18 時・強風時      ※2 夏 12 時・強風時      ※3 被災 2 日後、冬深夜・強風時

1. 4 広域受援計画の適用基準 (⇒詳細は基本構想第1章1. 4参照)

- 広域受援計画においては、外部支援を受けるような状況を想定することから、原則として県内市町村及び県のみでは対応が困難な大規模災害を対象とする。
- ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき、本計画に基づき行動を開始するものとし、広域受援計画の部分的な適用も可能とする(表1-5)。

表1-5 県の災害応急対策活動体制と広域受援計画の適用

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	計画の適用
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時又は危機管理部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部長は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時	—
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時	—
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ◎長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ◎南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時	○
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度6弱の地震が発生した時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域嚴重警戒)発表時> ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時	○
全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ◎南海トラフ地震が発生した場合 ◎南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時	○

◎は事象発生と同時に活動を開始する基準  
出典) 長野県地域防災計画(平成31年1月)風水害対策編 第3章第3節 非常参集職員の活動に加筆

## 1. 5 受援の範囲及び受援体制

### (1) 広域受援計画が対象とする受援の範囲

- 長野県広域受援計画が対象とする「受援」の範囲は、下記のとおりとする（図1-5）。
  - ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
  - ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
  - ③ 国、他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
  - ④ 国、他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援
- 被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

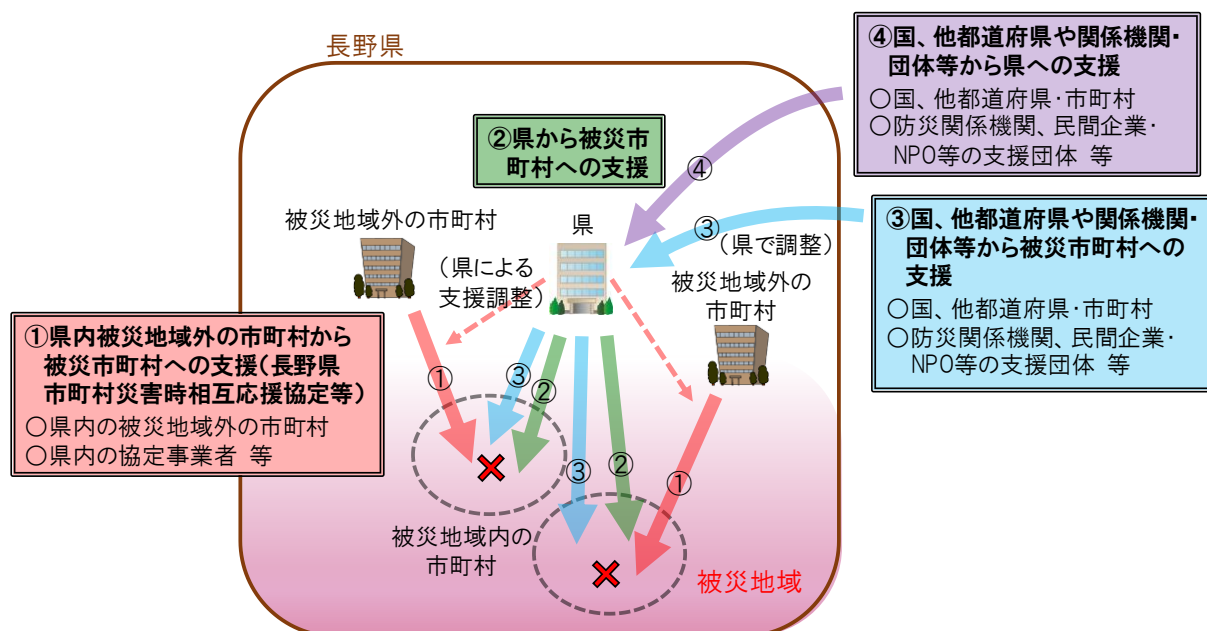


図1-5 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

### (2) 受援体制・役割分担

#### 1) 受援体制

- 県の受援体制については、内閣府ガイドラインを踏まえ、長野県地域防災計画に基づく県災害対策本部「本部室」の役割を精査した上で、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口の役割を担い、資源の動員から撤収までを管理する「応援・受援本部」を、新たに本部室内に位置づけた（図1-6）。
- 応援・受援本部は、「広域防災拠点担当」、「人的応援・受援担当」及び「物資調整担当」により構成される。
- 広域防災拠点の運営及び現地調整については、拠点が立地する長野県災害対策本部地方部（以下「県地方部」という。）が担う。



○ 人的応援・受援の調整については、応援・受援本部「人的応援・受援担当」のほか、職種に応じた本部室の各担当又は各部の担当班が担う。

本部室 応援・受援本部 人的応援・受援担当：

- ・被災市町村の人的支援ニーズ全般の把握
- ・県内被災地域外の市町村、他都道府県、関係機関・団体等からの人的支援受入れ状況全般の把握
- ・県内被災地域外の市町村、他都道府県からの一般行政職員の支援調整

本部室 活動調整担当：

- ・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整

本部室 広域応援・救助担当：

- ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整

関係各班：

- ・県内被災地域外の市町村、他都道府県及び関係機関・団体等からの技術・専門職員の支援調整

○ 物的応援・受援については、応援・受援本部物資調整担当が、受援ニーズの把握から関係機関との調整まで一貫して担う。

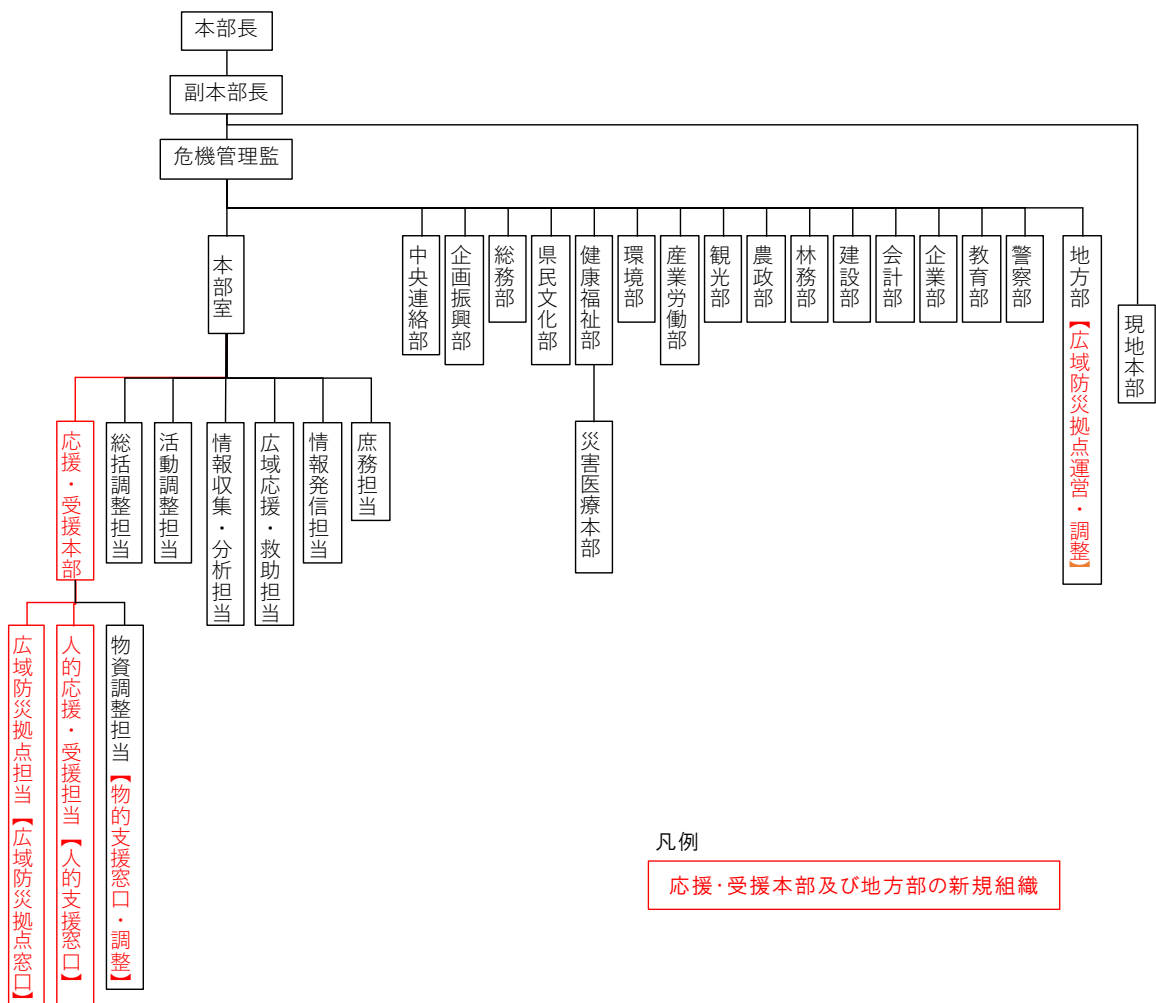


図 1-6 長野県災害対策本部における受援体制

## 2) 応援における役割分担

- 応援・受援本部の役割分担を表 1-6 に示す。
- 「広域防災拠点担当」は、大規模災害時に、本県の複数方面に設置される広域防災拠点について、広域防災拠点の開設状況や、拠点を利用している部隊の規模・活動状況、対応上の課題等を一元的に把握する。
- 「人的応援・受援担当」は、人的支援の窓口として、被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズを把握するとともに、全国知事会や支援都道府県等の関係機関からの応援職員派遣を受け付け、職種に応じて本部室の各担当や、各部の担当班に調整を引き継ぐ。
- 「人的応援・受援担当」は、総務省、全国知事会等の「被災市区町村応援職員確保システム」が適用された場合、「被災市区町村応援職員確保調整本部」との応援職員の受入れ調整を実施する。
- 「物資調整担当」は、従前の分掌を引き継ぎ、物資の確保及び輸送に関する支援助入れ・調整を一元的に実施する。
- 広域防災拠点施設が立地する県地方部は、広域防災拠点を運営するとともに、拠点施設の管理者、立地市町村や拠点を利用する関係機関と、拠点利用に係る現地調整を実施する。

## 3) 応援・受援本部の設置・廃止

- 災害対策本部長は、災害対策本部の設置に併せて、応援・受援本部を設置し、災害規模に応じた受援業務の実施を指示する。
- 災害対策本部長は、災害対策本部の廃止に併せて、応援・受援本部を廃止する。ただし、応援・受援班の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

表 1-6 応援・受援本部の役割分担

「応援・受援本部」の主な機能	受援担当
<p>1. 受援に関する状況把握・とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズを把握し、とりまとめる</li> <li>被災市町村の人的・物的資源に関する受援状況を把握し、とりまとめる</li> </ul>	<p>人的支援：                      応援・受援本部                      人的応援・受援担当</p> <p>物的支援：                      応援・受援本部                      物資調整担当</p>
<p>2. 応援に関する状況把握・とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）を把握し、とりまとめる</li> <li>地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる</li> </ul>	
<p>3. 応援・受援調整及び調整会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や関係機関と調整する</li> <li>被災市町村と調整する調整会議を開催・運営する（庁内各班/課、応援側リエゾン<sup>4</sup></li> <li>地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる</li> </ul>	
<p>4. 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して調整する</li> <li>県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する</li> <li>被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ（被災県への応援も含む）</li> </ul>	<p>人的支援：                      応援・受援本部                      人的応援・受援担当</p> <p>災害対策本部の                      各担当部</p>
<p>5. 資源の調達・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入状況から、資源の過不足を整理する</li> <li>被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる</li> <li>今後、必要となる人的・物的資源を要請する</li> <li>応援受援管理帳票を作成し、資源管理を行う</li> </ul>	<p>人的支援：                      応援・受援本部                      人的応援・受援担当</p> <p>物的支援：                      応援・受援本部                      物資調整担当</p>
<p>6. 広域防災拠点の状況把握・とりまとめ及び開設・利用機関調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生状況や、広域応援部隊、支援物資に関するニーズと現状の受入状況から、使用する広域防災拠点の決定及び利用機関の割当て等の調整を実施する</li> <li>支援の受入状況の変化に応じて、広域防災拠点の利用調整を行う</li> </ul>	<p>応援・受援本部                      広域防災拠点担当</p>
<p>（県地方部の機能） 1. 広域防災拠点の運営及び現地調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災拠点施設の管理者や、防災関係機関と連携し、広域防災拠点を運営する</li> <li>広域防災拠点の利用状況や、利用上の課題・要望等の現場情報を収集し災害対策本部へ報告する</li> <li>災害対策本部における決定事項を現場へ伝達する職員（リエゾン）の派遣を行う</li> </ul>	<p>広域防災拠点が                      立地する県地方部</p>
<p>（県地方部の機能） 2. 市町村の被害情報の把握・受援ニーズの集約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リエゾンを市町村に派遣し、被害情報及び受援ニーズを把握するとともに、災害対策本部へ報告する</li> </ul>	<p>県地方部</p>

<sup>4</sup> リエゾン：災害が発生又は発生するおそれのある場合に、支援組織から被災市町村等に派遣され、情報収集や現地ニーズの把握を行う職員。

## 1. 6 受援に伴う費用負担及び事故時の責任 (⇒詳細は基本構想第3章3. 1 (5) 参照)

### (1) 費用負担の考え方

- 協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（被災地方公共団体）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。
- 協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。
- 協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

### (2) 事故時の責任の考え方

- 応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

#### <参考>

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表1-7に示す。

なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表1-7 主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※ 救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※ 上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第1号）。

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成29年3月）